

宮若市立宮若東中学校「学校いじめ防止基本方針」の概要

令和5年4月1日

※〇条・・・いじめ防止対策推進法

1 基本施策 ※第13条

(1) 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重要目標の一つとして未然防止に努め、報告や連絡、相談体制を整え、いじめ防止等に対して組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒がいじめ防止において自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取組として道徳、学級活動等の時間を利用し、自分らしい生き方、自分の将来像について常に意識させる取組を行うとともに、人権作文や人権標語等に取り組む。
- オ 各教科等の授業において、交流の場を設定する等、人権感覚の育成に努める。
- カ 文部科学省等からの通知（いじめの相談窓口など）は、教師、生徒に周知徹底する。

(2) いじめの早期発見のための措置 ※第16条

- ア いじめを早期に発見するため、在籍生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ①生徒対象いじめについてのアンケート調査
年3回（6月、11月、2月）・・・無記名式
 - ②教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査
年3回（6月、11月、2月）
- イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ①教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
 - ②いじめ相談窓口の周知
- ウ 生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。特に外部講師による、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行うこととする。 ※第19条
- エ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

2 いじめ防止に関する措置 ※第15条

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置 ※第22条

- ア いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。
- イ 原則月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置 ※第23条

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ対策委員会」を緊急開催し、対応の検討等を行い、すみやかに事実の有無の確認等を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ※第25条
- ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を取りながら、一定期間必要な措置を講ずる。 ※第25条
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの問題に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。 ※第17条
- カ 周りの生徒への指導については、いじめを当該生徒だけの問題にとどめず、学校全体の問題として考えさせる。また、道徳教育等を充実させることで、共感的人間関係づくりに努める。